

平成29年6月20日

一般社団法人岐阜県経営者協会  
会長 小川 信也 殿

「働き方改革」、「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」  
及び「新はつらつ職場づくり宣言」に関する要請書

政府では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。「働き方改革」は、本年3月28日に政府としてまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置づけられるなど、非常に重要な課題です。

「働き方改革」の実現のためには、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本人の働くということに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として一昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。また、本年2月からは、働き方改革を促し、消費活性化のきっかけとするため、月末金曜日の早期退社を促す「プレミアムフライデー」も開始されたところです。

岐阜労働局では、企業における働き方改革の取組を進めるため、本年4月からは岐阜労働局独自の取組である「新はつらつ職場づくり宣言」事業を開始しているところであり、同宣言を行う企業の増加及び宣言企業への支援に取り組んでまいります。

これまで貴団体からは、会員企業等への「働き方改革」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めて「ゆう活」及び「新はつらつ職場づくり宣言事業」の取組の趣旨も御理解いただき、会員企業等に対します周知啓発に御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

岐阜労働局長 稲原 俊浩

